

登録商標「図形標章」商標権侵害差止等請求事件：東京地裁平成29(ワ)19011・平成30年2月28日（民29部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

商標の類似（商標法25条），不正競争行為（不競法2条1項1号・3号），ショルダーバッグの模倣（実質的同一性，依拠性）

【事案の概要】

1 請求の概要

本件は，別紙3商標目録記載の各商標登録（以下，その登録商標を，個別には同目録の番号に対応して「本件商標1」などといい，これらを併せて「本件各商標」という。）に係る各商標権（以下，個別には同目録の番号に対応して「本件商標権1」などといい，これらを併せて「本件各商標権」という。）を有する原告（株式会社ステップワン）が，①別紙1被告標章目録記載1の標章（以下「被告標章1」という。）は本件商標1に類似し，同目録記載2の標章（以下「被告標章2」といい，被告標章1と併せて「被告各標章」という。）は本件商標2に類似するから，被告（株式会社トルース）が被告各標章を付したハンドバッグ，ショルダーバッグ等の各種バッグ（以下「被告バッグ」という。これらはいずれも本件各商標権に係る指定商品に該当する。）を輸入し，製造し，販売し，販売のために展示すること（以下，これらの行為を併せて「販売等」という。）は，いずれも本件各商標権を侵害するとみなされる行為に当たる，②本件各商標は原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているから，被告による被告バッグの販売等は，不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号の不正競争行為にも当たる（なお，原告が同号の商品等表示として特定した表示は，実際の使用態様ではなく，登録商標である本件各商標自体である。），③被告バッグのうち別紙2被告製品目録記載のショルダーバッグ（以下「被告ショルダーバッグ」という。）は，別紙4原告製品目録記載のショルダーバッグ（以下「原告ショルダーバッグ」という。）の形態を模倣したものであるから，被告による被告ショルダーバッグの販売等は，不競法2条1項3号の不正競争行為に当たると主張して，被告に対し，(1)商標法36条1項又は不競法3条1項に基づき，被告各標章を付した製品（なお，原告は，請求の趣旨において「製品」という各種バッグに限られない表現を用いるものの，被告バッグ以外の製品につき請求原因を主張していない。）及び被告ショルダーバッグの販売等の差止めを求め（なお，原告は，不競法3条1項に基づいて，同法2条1項1号，3号の規定しない「製造」の差止めを求めることができるとする理由を述べていない。），(2)商標法36条2項又は不競法3条2項に基づき，被告各標章を付した製品及び被告ショルダーバッグの廃棄を求めるとともに，(3)商標権侵害の不法行為による損害賠償

請求権又は不正競争行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金1980万円及びこれに対する不法行為及び不正競争行為後の日である平成29年6月15日（訴状送達の日翌日）から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である（商標権侵害を原因とする各請求及び不競法2条1項1号の不正競争行為を原因とする各請求は、互いに選択的併合の関係にあり、また、これらの請求のうち被告ショルダーバッグに係る部分は、いずれも不競法2条1項3号の不正競争行為を原因とする請求と選択的併合の関係にあると解される。）。

2 前提事実（当事者間に争いがなく、掲記の証拠〔書証の枝番号の表記は省略する。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告は、かばん、ハンドバッグ等の商品企画、製造・販売等を営む株式会社であり、被告は、バッグ企画・製造・輸入卸等を営む株式会社である。

(2) 本件各商標権

原告は、本件各商標権の商標権者である。

本件商標1及び同2の構成は、それぞれ別紙3の1（3）及び2（3）に示されるとおりであるが、これらの具体的な特徴は、それぞれ別紙5及び同6のとおり説明することができる。

(3) 原告ショルダーバッグ

原告は、平成27年10月頃から現在に至るまで、原告ショルダーバッグを販売している（甲4ないし6）。原告ショルダーバッグの形態は、別紙9のとおり説明することができ、その外観を写真撮影すると同11に示されるとおりである（乙1）。

(4) 被告の行為

被告は、遅くとも平成29年初め頃から現在に至るまで、被告各標章を付したハンドバッグ、ショルダーバッグ等の各種バッグ（被告バッグ）を販売等している。

被告各標章の構成は、別紙1に示されるとおりであるが、これらを説明のために白黒反転させ、刺繍様の印象を捨象すると、それぞれ別紙7及び同8のとおり表現することができる。

また、被告は、平成29年初め頃から現在に至るまで、被告ショルダーバッグを販売等している。被告ショルダーバッグの形態は、別紙10のとおり説明することができ、その外観を写真撮影すると同12に示されるとおりである（乙2）。原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの寸法を対比すると、別紙13のとおり、同程度である。

3 争点

(1) 商標権侵害を原因とする請求に関する争点

ア 被告標章1は本件商標1と類似するか（争点1-1）

イ 被告標章2は本件商標2と類似するか（争点1-2）

ウ 原告が受けた損害の額（争点1-3）

(2) 不競法2条1項1号の不正競争行為を原因とする請求に関する争点

ア 本件各商標は、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものか（争点2-1）

イ 被告標章1は本件商標1と類似するか（争点2-2）

ウ 被告標章2は本件商標2と類似するか（争点2-3）

エ 原告が受けた損害の額（争点2-4）

(3) 不競法2条1項3号の不正競争行為を原因とする請求に関する争点

ア 被告ショルダーバッグは、原告ショルダーバッグを模倣したものか（争点3-1）

イ 原告が受けた損害の額（争点3-2）

【判 断】

1 争点1-1, 同2-2（被告標章1は本件商標1と類似するか）について

(1) 本件商標1について

本件商標1の外観は、別紙3の1(3)のとおりであり、別紙5の説明のとおり、本要素a及び本要素bの各要素を等間隔に配置してなる図形商標である。

本件商標1からは、特段の称呼及び観念を生じない。

(2) 被告標章1について

被告標章1の外観は、別紙1の1のとおりであり、別紙6の説明のとおり、被要素A及び被要素Bとを等間隔に配置してなる図形商標である（ただし、別紙6は、各要素の説明のために、白黒を反転させ、また、別紙1の1に見られるような刺繍状の印象は捨象してある。）。

被告標章1からは、特段の称呼及び観念を生じない。

(3) 対比

本件商標1と被告標章1は、花形の図形が4つ十字に組み合わせられ、ほぼ正方形を構成する相対的に大きな要素（本要素b, 被要素B）と、これよりもやや小さく、ほぼ正方形を構成する要素（本要素a, 被要素A）とが、等間隔で配列されている点、全体として2列3行にわたってこれらの要素が配列されている点において共通する。

他方、本件商標1を構成する本要素aは、4弁の花を表したハート型図形を組み合わせるのに対し、被告標章1を構成する被要素Aは、略正方形の図形内に「P」の文字2個を点対称に組み合わせる点、被告標章1を構成する被要素Bの中央部には、円図形とその内側に「P」との文字が描かれているのに対し、本件商標1を構成する本要素bにはそのような円図形や文字は描かれていない点などにおいて異なっている。また、本件商標1における各要素の配列は、左側に3個の本要素aが縦一列に等間隔に配列され、その右に縦一列に本要素b, 同a, 同bの順で等間隔に配列されているのに対し、被告標章1

における各要素の配列は、左側に縦一列に被要素A，同B，同Aの順で等間隔に配列され，その右に縦一列に被要素B，同A，同Bの順で等間隔に配列されている点においても，両商標は異なる。

以上のとおり，本件商標1及び被告標章1を構成する各要素の形状は異なり，各要素の配列も異なっているのであるから，両商標の外観は，全体として異なる印象を需要者に与えるものであり，類似しないというべきである。

(4) 原告の主張について

原告は，本件商標1及び被告標章1はいずれもバッグの生地柄として連続して用いられるものであるところ，バッグの需要者は，バッグに付された模様を凝視するというより，やや遠めからみてそのデザインを把握するのが通常であるから，需要者は，個別の柄の細かな相違を殊更強く認識せず，これらの配置及び構成によって作出される図柄全体にこそ注目するなど主張し，原告商標1と被告標章1について隔離間接を行った場合には，需要者は，これらの商標を構成する個別の図形の些細な差異や配置の違いに気付くことはないなどと主張する。

しかし，原告が主張するような，「バッグの需要者は，バッグに付された模様を凝視するというより，やや遠めからみてそのデザインを把握するのが通常である」との取引の実情を認めるに足りる的確な証拠はない。むしろ，証拠

(乙4，8)及び弁論の弁趣旨によれば，花などの植物や幾何学模様からなる大小の図形を等間隔に配して敷き詰めたパターンの柄をバッグの表面に用いることは，一般に見られることであって，バッグが実用品であると同時に装飾品としての要素を有することからすれば，需要者は，これらのパターン柄が付された複数のバッグの中から嗜好に合ったものを吟味すべく，柄の図形やその配置についても観察するものと考えられる。

そうすると，原告商標1と被告標章1とを分離観察したとしても，需要者は，これらの商標ないし標章を構成する各要素の形状及び配置の差異に起因するところの異なる印象を受けるといえるべきであるから，本件商標1と被告標章1とは類似しないというほかない。

2 争点1-2，同2-3（被告標章2は本件商標2と類似するか）について

(1) 本件商標2について

本件商標2の外観は，別紙3の2(3)のとおりであり，別紙6の説明のとおり，本要素a，同b，同c及び同dの各要素を組み合わせ配置してなる図形商標である。

本件商標2からは，その文字部分である本要素dから「クリスチャンオリビエ」との称呼を生じるが，特段の観念を生じない。

(2) 被告標章2について

被告標章2の外観は，別紙1の2のとおりであり，別紙8の説明のとおり，被要素A，同B，同C，同D，同E及び同Fの各要素を組み合わせ配置してなる図形商標である（ただし，別紙8は，各要素の説明のために，白黒を反転

させ、また、別紙1の2に見られるような刺繍状の印象は捨象してある。)

被告標章2からは、その文字部分である被要素Dから「ピエモンテッソ」の、被要素Eから「トリノイタリー」との各称呼を生じるが、特段の観念を生じない。

(3) 対比

本件商標2と被告標章2は、円図形からなる要素(本要素c, 被要素C)が四角形の各頂点に配置し、当該四角形のうち対向する2つの辺に欧文字が配され(本要素d, 被要素D及び同E)、当該四角形の内部に、花形の図形が4つ十字に組み合わせられ、ほぼ正方形を構成する相対的に大きな要素(本要素b, 被要素B)と、これよりもやや小さく、ほぼ正方形を構成する要素(本要素a, 被要素A)とが、等間隔で配列されている点、これらの要素の集合が、全体として略斜め45度左側に傾いた基本的なパターンとして、繰り返し用いられている点において共通する。

他方、本要素aと被要素Aとの相違点及び本要素bと被要素Bとの相違点は、前記1(3)において認定説示したとおりである。本要素cの円図形の中には獅子のような動物模様が描かれているのに対し、被要素Cの円図形の中には「P」との文字及び「PIEMONTE」、「LUSSO」の文字が配置されている点において異なる。また、本件商標2を構成する文字部分である本要素dは、欧文字で「CHRISTIAN OLIVIER」と書かれ、「クリスチャンオリビエ」との称呼を生じるのに対し、被告標章2を構成する文字部分である被要素D及び同Eは、それぞれ、欧文字で「Piemonte Lusso」、「TORINO ITALY」と書かれ、それぞれ「ピエモンテッソ」、「トリノイタリー」との称呼が生じる点において異なる。さらに、被告標章2において、被要素Cを頂点とする長方形の長辺中央付近には、被要素D及び同Eの間に、被要素Fが配されているが、本件商標2には被要素Fに相当する要素は存在しない。

加えて、本件商標2における各要素の配列は、円図形である本要素cを頂点とする略正方形の対向する2つの辺に欧文字である本要素dが配され、別の対向する2つの辺には相対的に小さな本要素aが等間隔に3個ずつ配されており、当該略正方形の内部に、相対的に大きい本要素bを四隅に配し、相対的に小さな本要素aを十字状に等間隔に配してなるものであるのに対し、被告標章2における各要素の配列は、円図形である被要素cを頂点とする長方形の対向する2つの辺に欧文字である被要素D、同Eのほか、被要素Fが当該辺の中央付近に配され、当該2辺の間に、3行9列にわたって、被要素A及び同Bが交互に等間隔に配置されている点において異なっている。

以上のとおり、本件商標2及び被告標章2を構成する各要素の形状は異なり、各要素の配列も異なっているほか、生じる称呼も異なるのであるから、両商標は、全体として異なる印象を需要者に与えるものであり、類似しないといふべきである。

(4) 原告の主張について

原告は、バッグの需要者がバッグに付された模様を凝視するというより、やや遠めからみてそのデザインを把握するのが通常であり、個別の柄の細かな相違を殊更強く認識せず、これらの配置及び構成によって作出される図柄全体にこそ注目するとして、原告商標2と被告標章2について隔離間接を行った場合には、需要者は、これらの商標を構成する個別の図形の些細な差異や配置の違いに気付くことはないなどと主張する。

しかし、前記1(4)において認定説示したとおり、原告が主張するような、「バッグの需要者は、バッグに付された模様を凝視するというより、やや遠めからみてそのデザインを把握するのが通常である」との取引の実情を認めるに足りる的確な証拠はなく、需要者は、パターン柄が付された複数のバッグの中から嗜好に合ったものを吟味すべく、柄の図形やその配置についても観察するものと考えられ、原告商標2と被告標章2とを分離観察したとしても、これらの商標ないし標章を構成する各要素の形状及び配置の差異の存在に起因するところの異なる印象を受けるといふべきであるから、本件商標2と被告標章2とは類似しないといふべきである。

3 争点3-1 (被告ショルダーバッグは、原告ショルダーバッグを模倣したものか) について

(1) 実質的同一性について

原告ショルダーバッグの形態は別紙9及び同11のとおりであり、被告ショルダーバッグの形態は別紙10及び同12のとおりである。また、原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの寸法を比較した結果は、別紙13のとおりである。

以上によれば、原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグは、①寸法を含めたショルダーバッグとしての基本的形態(A1ないしE1, A2ないしE2)、②表面生地が多少のざらつき感を感じることができなが全体として滑らかな質感を有していること(F1, F2)、③表面生地が濃い茶色で本件各商標又は被告各標章が模様として金色又はベージュ色で施されていること(G1, G2)、④本体の底面及び上面は略角丸横長長形状であること(I1, I2)、⑤本体の正面視左上端部の突き出した部分の先端において、銀色の金具でショルダーストラップの両端が接続されていること(K1, K2)において共通している。

しかし、証拠(甲23, 24, 乙13ないし19, 25ないし27)によれば、原告が遅くとも平成23年には寸法において若干の相違があるものの上記①, ②, ④及び⑤の特徴を備えたショルダーバッグを販売していること、ローズロバーツ有限会社が遅くとも平成25年2月には寸法不明なるも上記①, ②, ④及び⑤の特徴を備えたショルダーバッグを販売していること、被告が遅くとも平成27年6月には寸法を含めて上記①, ②, ④及び⑤の各点において原告ショルダーバッグ及び被告ショルダーバッグと一致するショルダーバッグ

を販売していることが認められる。そうすると、上記した原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの共通点のうち、①、②、④及び⑤は、原告において原告ショルダーバッグを販売した平成27年10月頃には、ショルダーバッグの形態として既にありふれたものであったと認めるべきものである。

これに加え、原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの各形態は、⑥表面生地の様相（本件各商標と被告各標章）（G1、G2）、⑦前カブセ裏面の生地（H1、H2）、⑧前カブセにおける装飾部の有無（J1、J2）、⑨ショルダーストラップの表面の織り込みの有無（L1、L2）、⑩各ファスナーの色（M1、M2）、⑪各ファスナーのスライダーに接続された持ち手の形状（N1、N2）、⑫各収納部の内部の生地（O1、O2）、⑬主収納部内部の背面側の壁面のファスナーポケットの下のタグの内容及び主収納部内部の小ポケットの有無（P1、P2）、⑭正面側副収納部内部の小ポケットの有無（Q1、Q2）、⑮側面ポケット内部の外側壁面の生地（S1、S2）、⑯各ファスナーを閉じた状態のバッグ本体を上面から見た場合の、2つの副収納部及び前カブセ収納部の両端部において見える収納部内部の生地（T1、T2）において異なることは当事者間に争いが無いところ、上記のとおり①、②、④及び⑤の共通点に係る部分がショルダーバッグの形態としてありふれたものであること、また、上記③の共通点につき、バッグの表面生地を濃い茶色とし、柄を金色ないしベージュ色とすることもありふれたものというほかないことからすれば、これらの相違点は、両形態の実質的同一性を左右する要素として無視することはできないというべきである。

したがって、原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの各形態が、実質的に同一のものと認めることはできない。

(2) 依拠性について

原告は、原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの各形態が実質的に同一であることからして、被告が、平成27年秋頃に発売されて好評を博していた原告ショルダーバッグに依拠して、被告ショルダーバッグを製造したことが明白であると主張するが、原告ショルダーバッグと被告ショルダーバッグの形態が実質的に同一であるといえないことは上記(1)のとおりであるし、また、上記(1)において認定したとおり、上記共通点①、②、④及び⑤は、原告が原告ショルダーバッグを販売した平成27年10月頃には、ショルダーバッグの形態として既にありふれたものであったと認められること、特に、被告自身が、原告が原告ショルダーバッグの販売を開始する前である平成27年6月には、被告ショルダーバッグと寸法を含め基本的形態が同一のショルダーバッグを販売していたことに照らせば、被告が、原告ショルダーバッグの形態に依拠して、被告ショルダーバッグを作り出したと認めることはできない。

(3) 小括

以上のとおり、被告ショルダーバッグは、原告ショルダーバッグの形態を模倣した商品とは認められない。

4 結論

以上によれば、その余の争点につき判断するまでもなく、原告の請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件商標2件について原告(商標権者)は、被告に対し、商標権侵害行為と、不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為の差止め等を請求した訴訟を提起したが、いずれも理由ないし証拠不十分で請求は棄却された。

当事者間の標章全体を対比して見て、両者は類似するものでも、依拠模倣したものでもない、と筆者は思う。

ということは、本件商標1, 2と被告商標1, 2とはいずれも、1商標として表現されているものであるけれども、各社は個別のアイディアによって創作表現した図形模様を構成しているものであるといえるからである。

したがって、商標権侵害は成立しなかったし、不正競争行為も成立しなかったのである。

2. ところで、本件商標の全体を構成している各図形の中には、商標権者が創作した著作物といえる図形があり、その図形をもし被告の商標中で、被告が使用していたならば、美術の著作物の侵害を主張することができたのである。

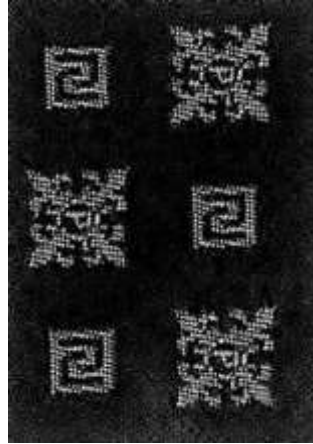
また逆に、原告の登録商標の中に、被告が創作した図形についての著作物が使用されていたならば、商標権者はその出願前に生じた他人の著作権を侵害することになるから、著作権者の許諾が必要となるのである(商標法29条)。

[牛木 理一]

(別紙1)

被告標章目録

1 以下の図柄からなる標章



2 以下の図柄からなる標章



(別紙2)

被告製品目録

PIEMONTE LUSO (ピエモンテルッソ) のブランド名のショルダーバッグのうち、ブランド商品番号4550のもの

(別紙3)

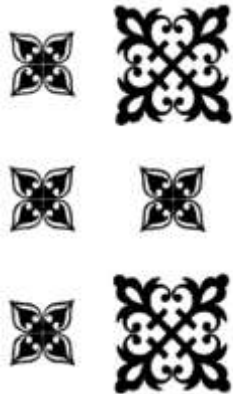
商 標 目 録

1 商標登録第5600088号

(1) 出願日：平成25年3月18日

(2) 登録日：平成25年7月19日

(3) 登録商標：



(4) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：第18類
ポシェット、ショルダーバッグ、リュックサック、ボストンバッグ、トートバッグ、財布、化粧ポーチ、鞆類、袋物類

2 商標登録第5870768号

(1) 出願日：平成28年2月22日

(2) 登録日：平成28年7月29日

(3) 登録商標：



- (4) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：第18類
ポシェット、ショルダーバッグ、リュックサック、ボストンバッグ、トートバッグ、財布、化粧ポーチ、鞆類、袋物類

(別紙4)

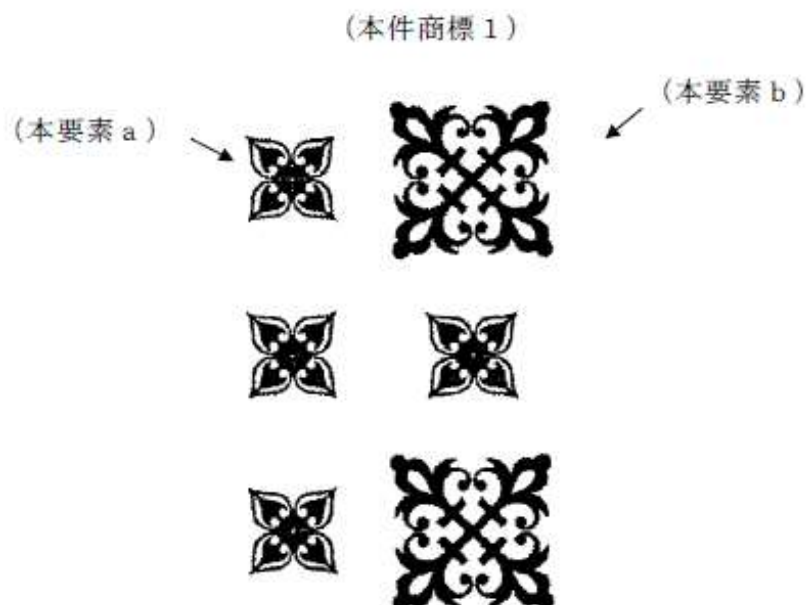
原告製品目録

CHRISTIAN OLIVIER (クリスチャンオリビエ) のブランド名のショルダーバッグのうち、商品番号7804のもの

(別紙5)

本件商標1の構成(説明)

本件商標1は次の2つの要素からなり、これら2つの要素を本要素a、本要素bと称する。



1 本要素 a

4 弁の花を表した黒い縁取りによりハート型を成しその縁取りの中にはスペード型の黒塗り模様が配されたハート型図形が、各ハート型図形の先端を結ぶ線がほぼ正方形をなすように、中央に小さい白抜きの丸を有する黒丸の周りに配されている。

2 本要素 b

一般的な花が有する花柱のない先端の丸い柱頭及びその下方の膨らんだ子房からなるめしべを模した白抜きのめしべ状部が中央に配されるとともに、その両側に半円状の 2 片に先割れし下方の先割れの先端が内側に巻き込むように構成された花弁が配されてなる花冠部と、これを支える直線状の花柄部と、花柄部の途中に当該花柄部と直交するように配置された短い直線状のがく片部とにより構成される花型図形 4 つが、各花柄部により十文字を形成すべく各花柄部の先端が突き合わされて全体でほぼ正方形をなすように配されている。

3 本要素 b がなす正方形の一辺の長さは、本要素 a がなす正方形の一辺の約 1.83 倍となっている。

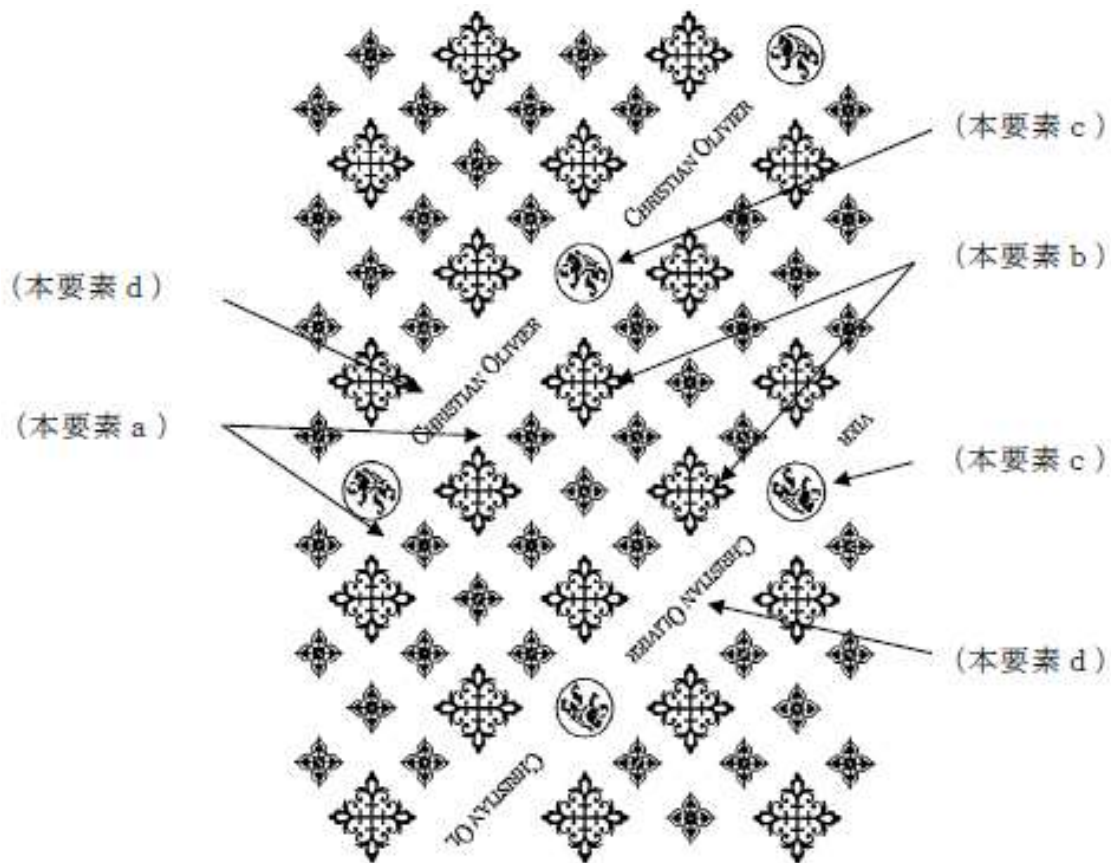
4 本件商標 1 は、3 個の本要素 a が縦一列に等間隔で配置され、その右隣の縦一列に本要素 b、同 a 及び同 b がこの順番で配置され、かつ、横一列に並ぶ本要素 a 及び同 b の中心を結ぶ直線、次の横一列に並ぶ本要素 a 同士を中心を結ぶ直線、さらに次の横一列に並ぶ本要素 a 及び同 b の中心を結ぶ直線が平行で等間隔に並ぶように、本要素 a 及び同 b が配置されている。

(別紙 6)

本件商標 2 の構成 (説明)

本件商標 2 は、本件商標 1 を構成する 2 つの本要素 a 及び同 b に、さらに 2 つ要素が追加されており、これら追加された 2 つの要素を本要素 c、本要素 d と称する。

(本件商標 2)



4 弁の花を表した黒い縁取りによりハート型を成しその縁取りの中にはスペード型の黒塗り模様が配されたハート型図形が、各ハート型図形の先端を結ぶ線がほぼ正方形をなすように、中央に小さい白抜きの丸を有する黒丸の周りに配されている。

2 本要素 b

一般的な花が有する花柱のない先端の丸い柱頭及びその下方の膨らんだ子房からなるめしべを模した白抜きのめしべ状部が中央に配されるとともに、その両側に半円状の 2 片に先割れし下方の先割れの先端が内側に巻き込むように構成された花弁が配されてなる花冠部と、これを支える直線状の花柄部と、花柄部の途中に当該花柄部と直交するように配置された短い直線状のがく片部とにより構成される花型図形 4 つが、各花柄部により十文字を形成すべく各花柄部

の先端が突き合わされて全体でほぼ正方形をなすように配されている。

3 本要素 c

円図形の中に、黒塗りで獅子のような動物模様が描かれている。なお、本要素 c の円図形の大きさは、本要素 b よりも小さく本要素 a よりも大きい。

4 本要素 d

「CHRISTIAN OLIVIER」の欧文文字が一行に描かれ、「C」及び「O」の文字が他の文字よりも若干大きく描かれている。

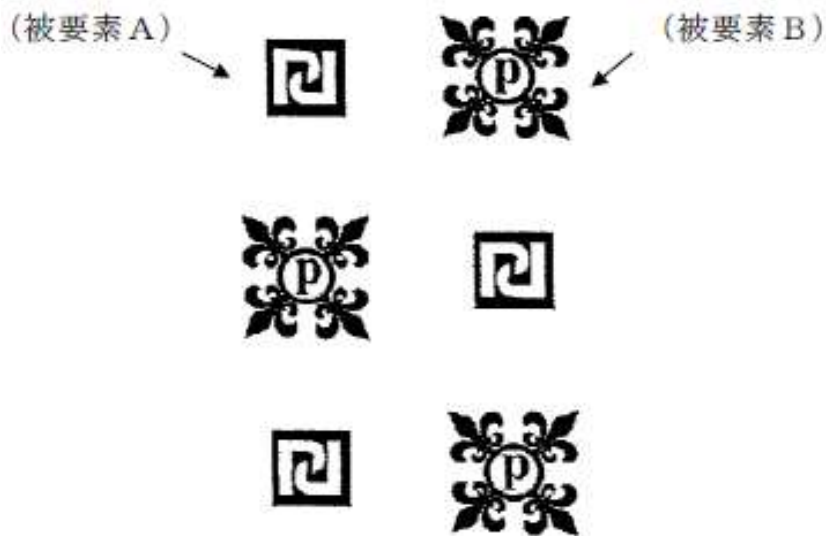
5 本件商標 2 は、本要素 c がほぼ正方形の 4 つの頂点に配置され、当該正方形の対向する 2 辺の位置に本要素 d が配置され、このとき文字である一方の本要素 d は他方の本要素 d を 180 度回転した向きに配置されている。さらに、当該正方形の別の対向する 2 辺の位置に上記した本要素 a が等間隔に 3 個ずつ配置され、当該正方形の内側であって当該正方形よりも小さい正方形の 4 つの頂点に上記した本要素 b が配置され、当該小さい正方形の内側に 5 つの本要素 a が十字をなすように等間隔に配置されてなる基本図柄の繰り返しパターンにより構成されている。

(別紙 7)

被告標章 1 の構成 (説明)

被告標章 1 は、次の 2 つの要素からなり、これら 2 つの要素を被要素 A、被要素 B と称する (判決注：下図は、構成を説明するために被告が作成したものであり、被告標章 1 そのもの [別紙 1 の 1 参照] ではない。)。

(被告標章 1 の構成を説明するために被告が作成した図)



1 被要素 A

略正方形の黒塗り図形の中に、白抜きの「P」の文字 2 個が点対称に位置するように配されている。

2 被要素 B

子房のみが強調されてなるめしべを模しためしべ状部が中央に配されるとともに、その両側に半円状の花弁が配されてなる花冠部と、花冠部の根元の両側に花弁の半円よりも小さい半円状のがく片が配されてなるがく片部とにより構成される花型図形 4 つが、内側に「P」の文字が描かれた円図形の外側に、全体でほぼ正方形をなすように配されている。

3 被要素 B がなす正方形の一辺の長さは、被要素 A がなす正方形の一辺の約 1.66 倍となっている。

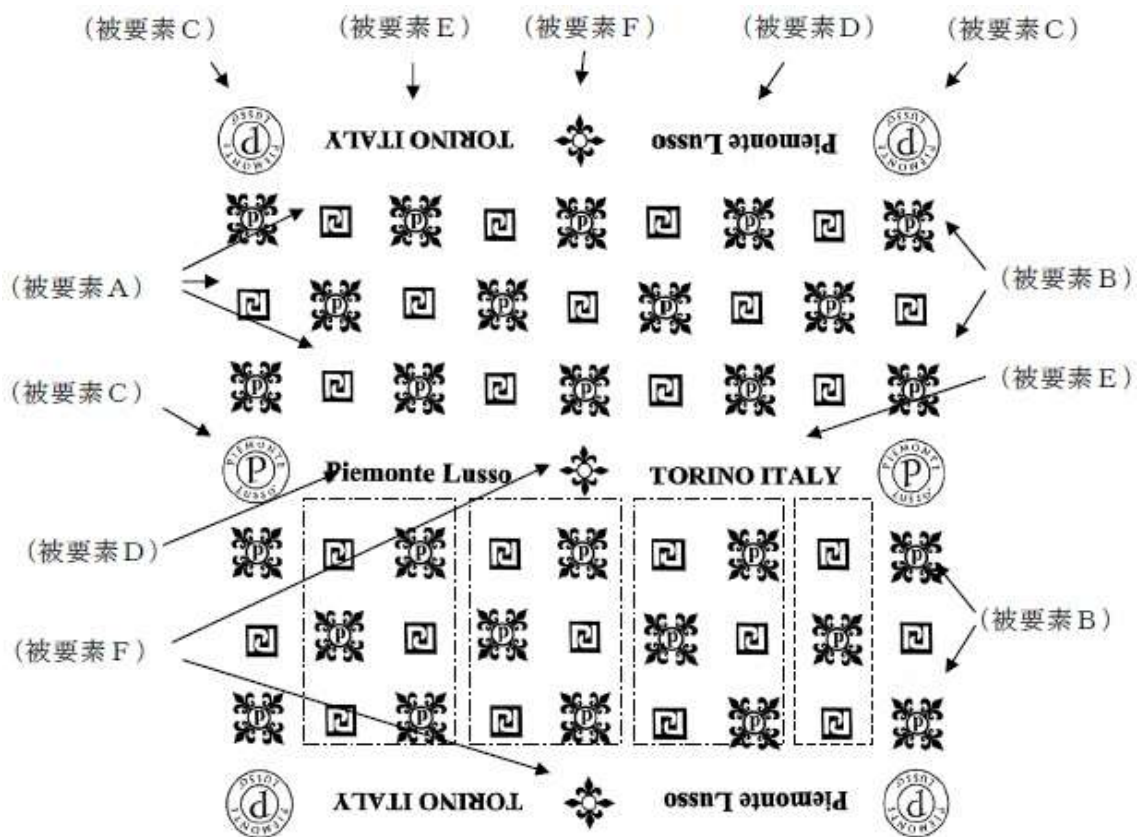
4 被告標章 1 は、被要素 A、同 B 及び同 A がこの順番で縦一列に配置され、その右隣の縦一列に被要素 B、同 A 及び同 B がこの順番で配置され、かつ、横一列に並ぶ被要素 A 及び同 B の 3 組それぞれにおいて、被要素 A と同 B の中心を結ぶ 3 つの直線が平行で等間隔に並ぶように、被要素 A 及び同 B が配置されて構成されている。

(別紙 8)

被告標章 2 の構成 (説明)

被告標章 2 は、被告標章 1 を構成する 2 つの被要素 A 及び同 B に、さらに 4 つ要素が追加されており、これら追加された 4 つの要素を被要素 C、被要素 D、被要素 E、被要素 F と称する (判決注：下図は、構成を説明するために被告が作成したものであり、被告標章 2 そのもの [別紙 1 の 2 参照] ではない。) 。

(被告標章 2 の構成を説明するために被告が作成した図)



1 被要素 A

略正方形の黒塗り図形の中に、白抜きの「P」の文字 2 個が点対称に位置するように配されている。

2 被要素 B

子房のみが強調されてなるめしべを模しためしべ状部が中央に配されるとともに、その両側に半円状の花弁が配されてなる花冠部と、花冠部の根元の両側に花弁の半円よりも小さい半円状のがく片が配されてなるがく片部とにより構成される花型図形 4 つが、内側に「P」の文字が描かれた円図形の外側に、全体でほぼ正方形をなすように配されている。

3 被要素C

円図形の中に「P」の文字が描かれ、この円図形の外側には、これよりも大きな半径の円図形が配され、大小2つの円図形間の「P」の文字の上部に当たる一方の半円弧状部分に「P I E M O N T E」の文字が描かれるとともに、大小2つの円図形間の「P」の文字の上部に当たる他方の半円弧状部分に「L U S S O」の文字が描かれて構成され、「P I E M O N T E」及び「L U S S O」の文字は、中央の「P」の文字の向きと同じ向きで読み取れるように配置されている。

4 被要素D

「P i e m o n t e L u s s o」の欧文字が一行に描かれている。

5 被要素E

「T O R I N O I T A L Y」の文字が線状に配されている。

6 被要素F

子房のみが強調されてなるめしべを模しためしべ状部が中央に配されるとともに、その両側に半円状の花弁が配されてなる花冠部が、円図形の外側の180度対向する対称の位置に配され、円図形の外側の両花冠部から90度ずれた位置であって互いに180度対向する位置に菱形図形が配され、2つの花冠部の先端及び2つの菱形図形の先端を結ぶ線がほぼ正方形をなすように配置されて構成される。

7 被要素Cが横長の長方形の4つの頂点に配置され、当該長方形の対向する2つの長辺の位置に、被要素D、同F及び同Eが配置され、このとき一方の長辺における文字の被要素D及び同Eは、他方の長辺における文字の被要素D及び同Eを180度回転した向きに配置されている。さらに、当該長方形の対向する2つの短辺の位置には、被要素B、同A及び同Bがこの順番で配置され、当該長方形の内側には、上記した被要素A及び同Bを3個ずつ組み合わせてなる被告標章1（1点鎖線囲み部分）が3組と、被告標章1の左側の縦一列部分（破線囲み部分）が並んで配置されてなる基本図柄の繰り返しパターンにより構成されている。

(別紙 9)

原告ショルダーバッグの形態 (説明)

(1) 基本的形態

- A 1 バッグ本体及びショルダーストラップからなる婦人用ショルダーバッグである。
- B 1 バッグ本体の形状は、正面視で略角丸横長等脚台形状で、正面視左右上端部が上方に突き出した形状である。
- C 1 バッグ本体の正面には、前カブセが設けられている。
- D 1 バッグ内部は、前カブセ部分に設けられたものも含めて6つの収納部に分割されており、バッグ中央部にある開口部をファスナーで開閉可能にした主収納部、その両サイドにある開口部をファスナーで開閉可能にした副収納部、カバンの正面及び背面の両側面にある開口部をファスナーで開閉可能にした側面収納部及び前カブセ上部の開口部をファスナーで開閉可能にした前カブセ収納部からなる。
- E 1 バッグ本体の両側面には、上部が開口したままの側面ポケットが設けられている。

(2) 具体的形態

- F 1 カバンの表面生地は、多少のざらつき感を感じることができるとして滑らかな質感を有している。
- G 1 カバンの表面生地は濃い茶色で本件商標が模様として金色で施されている。
- H 1 前カブセの裏面の生地も表面生地と同様に本件商標が模様として施されている。
- I 1 バッグ本体の底面及び上面は略角丸横長長方形形状である。
- J 1 前カブセの中央からやや上部にかけて横長で中央部分が膨らんでいる形状の革製装飾部があり同装飾部の膨らんだ中央部分には「CHRISTIAN OLIVIER」「PARIS」との文字が2段で刻まれている。
- K 1 バッグ本体の正面視左右上端部の突き出した部分の先端において、金色の金具でショルダーストラップの両端が接続されている。
- L 1 ショルダーストラップは茶色無地の布製であり金色の長さ調整用金具が設けられている。
- M 1 各収納部の開口部に設けられたファスナーは光沢のある金色である。
- N 1 各ファスナーのスライダーには、革製の略紡錘形で中央やや先端よりに

金色のボタンを設けた形状の持ち手が、金色の金具によって接続されている。

- O 1 各収納部の内部は、いわゆるペイズリー柄の生地が張られている。
- P 1 主収納部内部の背面側の壁面にファスナーポケットが設けられており、そのファスナーポケットの下に、円形のロゴ、「CHRISTIAN OLIVIER」及び「PARIS」の3段からなるタグが縫い付けられている。
- Q 1 正面側の副収納部の内部には、二つの小ポケットが設けられ、さらにそのうち一方のポケットの表面には革製の2つのトンネルで構成されるペン入れが設けられている。
- R 1 背面側の副収納部、正面及び背面の側面収納部、前カブセ収納部の内部にはポケットは一切設けられていない。
- S 1 側面ポケット内側の本体側壁面はカバンの表面生地と同じ生地であるが、同内側の外側壁面はペイズリー柄の生地が張られており、上部の返し部分のみカバン表面生地と同じ生地である。
- T 1 各ファスナーを閉じた状態のバッグ本体を上面から見ると、2つの副収納部及び前カブセ収納部の両端部においてはファスナーによって閉じられていないため、収納部内部のペイズリー柄の生地が僅かに見えるようになっている。

(別紙10)

被告ショルダーバッグの形態(説明)

(1) 基本的形態

- A 2 バッグ本体及びショルダーストラップからなる婦人用ショルダーバッグである。
- B 2 バッグ本体の形状は、正面視で略角丸横長等脚台形状で、正面視左右上端部が上方に突き出した形状である。
- C 2 バッグ本体の正面には、前カブセが設けられている。
- D 2 バッグ内部は、前カブセ部分に設けられたものも含めて6つの収納部に分割されており、バッグ中央部にある開口部をファスナーで開閉可能にした主収納部、その両サイドにある開口部をファスナーで開閉可能にした副収納部、カバンの正面及び背面の両側面にある開口部をファスナーで開閉可能にした側面収納部及び前カブセ上部の開口部をファスナーで開閉可能にした前カブセ収納部からなる。
- E 2 バッグ本体の両側面には、上部が開口したままの側面ポケットが設けら

れている。

(2) 具体的形態

- F 2 カバンの表面生地は、多少のざらつき感を感じることができるとして滑らかな質感を有している。
- G 2 カバンの表面生地は、濃い茶色で被告標章が模様としてベージュ色で施されている。
- H 2 前カブセの裏面の生地は明るい紫色一色の無地の生地であり、前カブセ端部の折り返しの部分のみがカバンの表面生地と同じ生地である。
- I 2 バッグ本体の底面及び上面は略角丸横長長形状である。
- J 2 前カブセに装飾部は存在しない。
- K 2 バッグ本体の正面視左上端部の突き出した部分の先端において、銀色の金具でショルダーストラップの両端が接続されている。
- L 2 ショルダーストラップは茶色の布製であり、表面には「PIEMONTE LUSSO」の文字が見えるように織り込まれており、銀色の長さ調整用金具が設けられている。
- M 2 各収納部の開口部に設けられたファスナーは黒色であり、スライダーのみが銀色である。
- N 2 各ファスナーのスライダーには、合成皮革製ベルトを丸めてリング状にした形状の持ち手が、銀色の金具によって接続されている。
- O 2 各収納部の内部は、明るい紫色一色の無地生地が張られている。
- P 2 主収納部内部の背面側の壁面にファスナーポケットが設けられており、そのファスナーポケットの下に、四角形のロゴ、「PIEMONTE LUSSO」及び「ITALY」の3段からなるタグが縫い付けられており、正面側の壁面に横幅の長さの異なる小ポケットが横方向に連続して設けられている。
- Q 2 正面側の副収納部の内部には、ポケットは一切設けられていない。
- R 2 背面側の副収納部、正面及び背面の側面収納部、前カブセ収納部の内部にはポケットは一切設けられていない。
- S 2 側面ポケット内側の本体側壁面はカバンの表面生地と同じ生地であるが、同内側の外側壁面は明るい紫色一色の無地生地が張られており、上部の返し部分のみカバン表面生地と同じ生地である。
- T 2 各ファスナーを閉じた状態のバッグ本体を上面から見ると、2つの副収納部及び前カブセ収納部の両端部においてはファスナーによって閉じられていないため、収納部内部の明るい紫色一色の無地生地が見えるようになっている。